

2003～2004年の海外情勢

主要国の労働施策の動向

I アメリカ

1 経済及び雇用・失業等の動向

米国経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年11月には景気が反転した。2003年7～9月期の実質GDP成長率は年率8.2%と、大幅な伸びを記録し、以降、堅調に推移している。

2003年に入ってからの雇用動向を見ると、年の半ばまで緩やかに減少したものの、サービス業の伸びなどに支えられ秋口から増加に転じた。失業率は6月の6.3%をピークに低下傾向で推移している。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

2003年の週当たり名目賃金の上昇率は対前年比2.2%と、2002年より伸びが0.4ポイント低下した。2003年の週当たり支払い労働時間は前年より0.2時間少ない33.7時間となった。

労働災害に関しては、死亡災害件数が2002年は前年に比べてやや減少した。

労働組合に関しては、2003年は2002年に比して組合員数、組織率ともにそれぞれやや減少している。

労働争議に関しては、2003年は2002年に比して争議件数はやや減少したが、参加人員・労働損失日数は大きく増大した。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 2004年大統領一般教書の発表

ブッシュ大統領は、2004年1月、一般教書演説を行った。イラク復興の重要性を強調するなど、主に安全保障に言及した。内政面に関しては、減税の恒久化のほか、21世紀雇用プログラム（高等教育及び職業訓練の強化などが内容）、新移民政策（下記(2)）などをあげた。

(2) 新移民政策

ブッシュ大統領は、2004年1月、不法滞在している外国人労働者や国内での就労を希望する外国人に対して、期限を定めた合法的就労を認める新制度を提案した。提案では、非合法で就労している外国人労働者について、不当に取り扱われないようにするために、「臨時労働者」としての地位を付与し、3年間の在留資格が与えられる、などとされた。

(3) 連邦公正労働基準法関係規則改正

2004年4月20日、連邦労働省は、連邦公正労働基準法関係規則の最終内容を公表した。所定外労働手当の割増や最低賃金に係る規制を受けるイグゼンプト労働者となるための要件の1つである賃金要件が、週給455ドル以上という基準に一本化された。また労働時間の20%

以上を非イグゼンプト労働に投入する労働者はイグゼンプト労働者ではないとする従来の規定が撤廃された。施行は2004年8月23日からとなっている。

II イギリス

1 経済及び雇用・失業の動向

イギリスの2003年の実質GDP成長率は2.2%と、前年に引き続き堅調な伸びを示した。2003年前半もイラク戦争の影響は軽微にとどまり、その後欧州全体の経済の回復とともに拡大傾向が顕著になっている。

雇用情勢を見ると、2003年の失業率は5.0%となり、極めて低い水準で推移している。就業者数は2,809万5,000人と引き続き増加傾向にあり、過去最高と言われる高水準を維持している。

2 賃金・物価・労働時間の動向

名目賃金上昇率は2003年には対前年比3.3%と2002年よりも0.3ポイント低下したが、2003年後半から再び伸びが高まっている。一方、消費者物価上昇率は1.4%と、2003年を通じて安定的に推移している。また、2003年のフルタイム雇用者の週当たり実労働時間は前年と同じ39.6時間となった。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) EU一般雇用均等指令の国内法化に向けた動き

EU一般雇用均等指令の国内法化に係る措置として、2003年6月26日、雇用均等（性的指向）規則及び雇用均等（宗教又は信条）規則が成立した。また、2003年7月から10月の間、職場における年齢差別を禁止する法律を制定するため、施策の枠組を示した協議書を発表し、パブリック・コメントの募集を開始した。政府は、指令の国内法化の期限である2005年3月23日までに国内法を整備することを予定している。

(2) 一人親・就労不能給付受給者に対する就労支援

2003年10月2日、雇用年金省は、就労していない一人親に対する新たな支援事業を2004年10月より試験的に実施することを発表した。また、2003年10月27日より、就労不能給付（Incapacity Benefit）の受給者が就労に復帰するための支援事業（“Pathways to Work” pilots）の試行が開始された。

(3) 2003年雇用関係法案の議会提出

2003年12月2日、雇用関係法改正法案（Employment Relations Bill）が議会に提出さ

れた。同法案の主な内容は、労働組合の法定承認制度の改正、労働争議の実施に係る組合員投票制度の改正等である。2004年秋に成立する見通しである。

III ドイツ

1 経済及び雇用・失業の動向

2003年の経済成長率はマイナス0.1%となり、前年に比べさらに低成長となった。

雇用情勢を見ると、2003年の失業率は10.5%となり、引き続き高い水準で推移している。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

製造業生産労働者の時間当たり実収賃金上昇率は、2003年は2.5%となった。

消費者物価上昇率は、2003年は対前年比1.1%となった。

製造業生産労働者の週当たり支払い労働時間は、2003年は37.9時間となった。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 労働市場改革に関する主な動き

シュレーダー政権が雇用失業対策の切り札として、1999年の政権発足当時から取り組んできた労働市場改革については、首相の諮問委員会であるハルツ委員会の最終報告（2002年8月）を基に法案が作成され、一部を除き2002年末までに成立し、実施された。2002年の再選後、シュレーダー首相は労働市場改革を本格化させ、2003年3月、労組等の反対で見送られていた失業給付期間の短縮や解雇保護法（解雇を規制する法律）の緩和や失業扶助と社会扶助の整理・統合等を実施すべく「アジェンダ2010」を提案した。

2003年には、「アジェンダ2010」に関連する法案がすべて成立し2004年始めから実施（失業給付に係る改正の部分は2006年早期の予定）された。

(2) 2003年の労使交渉結果

ドイツ経済・社会科学研究所（W S I）がまとめた2003年の労使交渉結果によると、2003年に妥結した労使協約（各協約とも産業内の8割以上の雇用者をカバーし、対象となる雇用者総数は890万人）による平均賃上げ率は2.5%となり、2002年の2.7%よりは若干伸びが低下した。

産業・業種別にみると、最も高い伸びとなったのは、建設業及び公部門で3.0%、最も低いのは銀行・保険業の2.1%であった。また、旧東独地域では3.0%と、旧西独地域の2.4%を若干上回った。この結果、旧東独地域の平均協約賃金は旧西独地域の93.4%（2002年92.8

%) となった。

IV フランス

1 経済及び雇用・失業の動向

フランスの経済は2000年をピークに減速傾向である。2003年の経済成長率は0.5%となり、前年に比べさらに低下している。

雇用情勢をみると、2003年の失業率は9.7%となり、2001年第2四半期以降上昇傾向にある。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

非農業労働者の時間当たり賃金上昇率は、2000年に週35時間労働制導入の影響もあり前年同期比で5.2%となった後やや低下し、2003年は2.8%となった。

職種・職位別の平均月収は、2001年は生産労働者が1,640ユーロ、事務労働者が1,660ユーロ、技術者が2,370ユーロ、幹部職（カードル）が4,330ユーロとなった。

消費者物価上昇率は安定して推移し、2003年は2.1%となった。

2000年2月1日（20人以下の事業所は2002年1月1日）の週35時間労働制の導入以来、非農業労働者の週当たり実労働時間は短くなっている、2003年は35.6時間となった。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 労働市場改革に向けた取組みがスタート

2003年12月、シラク大統領は、雇用対策法成立に向け労使との協議を開始するようラファラン内閣に指示した。政府は2004年1月、公的雇用サービスの改善に関するマランベール報告書と労働規制の緩和に関するビルビル報告書をそれぞれ受理し、両報告書に基づいて労使と意見調整し、労働関係法規の明確化（簡素化）、公的雇用サービスの刷新、若年層の就職サポート体制の強化等を内容とする雇用対策法案の策定に着手した。

(2) 「職業訓練と労使対話」に関する法案の成立

2003年12月、職業訓練の刷新と低学歴者及び中小企業の被用者の職業訓練に関する不平の是正を目的とし、被用者に年間20時間の職業訓練（有給）を与えるなどを内容とする「職業訓練と労使対話」に関する法案が国民議会において可決された。

(3) 使用者の社会保険料負担軽減策の実施

2003年1月17日施行の「賃金・労働時間・雇用促進法」（通称フィヨン法）に基づき、6種類ある最低賃金が2005年までに最も高い額に一本化されることとなり、労働コスト増加に

対応するため、7月1日より、低賃金労働者に対する使用者の社会保険料負担が最高で月額保証賃金（GMR）の26%相当額まで控除されることとなった。

V 韓国

1 経済及び雇用・失業等の動向

韓国では、1997年末に通貨・経済危機に陥ったものの経済は短期間で急速に回復し、2002年には6.9%の成長となつたが、2003年は3.1%の成長となっている。

通貨・経済危機以降、雇用情勢は急速に悪化したが景気の回復に伴いその後は改善に転じた。2003年の失業率は前年に比べて微増の3.4%となつた。最近では若年者の失業率の高さ、正規・非正規労働者間の労働条件格差が社会問題になっている。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

賃金に関しては、1997～1998年の経済危機で上昇は鈍化したが、経済の回復とともに伸びを回復している。

労働時間に関しては、1999年から減少傾向にある。

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 外国人雇用労働許可制の導入

2003年8月、「外国人勤労者の雇用等に関する法律」が公布され、「不法在留外国人に対する就業確認及び在留資格申請基準・手続等」が公告された。これにより、2003年9月から一定の不法在留者に対しては一定の就業資格を付与するなど就業を認め、その他の不法在留者については自発的出国猶予期間を定めその後取り締まりを行うこととされた。

(2) 改正勤労基準法の成立（週40時間労働制の導入）

2003年8月、勤労基準法改正案が成立した。これにより、公企業、金融・保険業及び労働者1,000人以上の企業については2004年7月から、労働者が20人以上1,000人未満の企業については2008年7月までに段階的に、20人未満の小企業についても2011年までに、法定週労働時間が現行の44時間から40時間となることとなった。

(3) 政労使による「雇用創出のための社会協約」の締結

2004年2月10日、労使政委員会本委員会は、「雇用創出のための社会協約」を採決した。この協約により、① 労働組合は相対的に賃金の高い部門で今後2年間賃金の安定に協力すること、② 使用者側は雇用調整を最大限自制することについて合意した。また政府は、企

業投資の活性化と雇用の拡大のため、規制緩和や税制上の支援を拡大することとなっている。

VI 中国

1 経済及び雇用・失業の動向

中国では消費の堅調な増加や輸出増による生産の増加などから景気拡大が続いている。2003年の経済成長率は9.1%と1996年以来の高い伸びとなった。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

都市部労働者の年間実収賃金の上昇率は、2003年は13.0%となった。

消費者物価上昇率は、2003年に1.2%となった。

3 労働施策の最近の動向

(1) 全国人民代表大会（第10期第2回）の開催

第10期第2回全国人民代表大会が2004年3月5日から14日まで開催された。温家宝総理は「政府活動報告」（以下「報告」という。）の中で、2004年度の政府活動の主要任務として、国有企业改革の加速とともに、都市部での「下崗労働者」（注1）の再就職促進や社会保障の充実等について述べた。

(2) 就業・社会保障関係部分

昨年の報告と比較して「就業問題」への言及は記述が具体的になりかつ量も増加した。就業問題の重点は、「下崗労働者」（注1）から「出稼ぎ労働者」（注2）に移行した。現在、社会問題化（注3）している出稼ぎ労働者への給与不払い・遅配の防止について詳述されており、この問題への政府の関心の強さを示している。

（注1）国有企业からの一時帰休者。実際は一定期間の所得保障の後解雇。

（注2）地方から都市部に期間限定で働きに来ている労働者。現在9,300万人に上ると言われる。

（注3）中国では地方からの農民出稼ぎ労働者に対する賃金未払いの問題が深刻化している。

賃金未払い総額は、農民の平均年収3,800万人分に相当する1,000億元に上るとの報道もある。2003年、政府は、未払いの多い建設業界などに、3年内に問題を解決するよう通知した。

表1 各国の実質GDP成長率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 2001 | 2002 | 2003 | | | | | 2004 1~3月 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|--------------|
| | | | | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | |
| 欧米諸国 | アメリカ | 0.3 | 2.4 | 1.1 | 2.0 | 3.1 | 8.2 | 4.1 | 4.2 |
| | イギリス | 2.1 | 1.6 | 2.2 | 1.9 | 2.2 | 2.2 | 2.7 | 3.1 |
| | ドイツ | 0.8 | 0.2 | -0.1 | 0.4 | -0.7 | -0.2 | 0.2 | 1.5 |
| | フランス | 2.1 | 1.1 | 0.5 | 0.8 | -0.1 | 0.4 | 1.1 | 1.7 |
| | E U | 1.6 | 1.0 | 0.7 | 0.1 | 0.0 | 0.5 | 0.5 | 0.6 |
| アジア | 韓国 | 3.8 | 6.9 | 3.1 | 3.7 | 2.2 | 2.4 | 3.9 | 5.3 |
| | 中国 | 7.5 | 8.0 | 9.1 | 9.9 | 8.2 | 8.7 | 9.1 | 9.8 |
| | シンガポール | -2.4 | 2.2 | 1.1 | 1.7 | -3.9 | 1.7 | 4.9 | 7.5 |
| | インドネシア | 3.4 | 3.7 | 4.2 | 4.2 | 4.0 | 4.3 | 4.1 | 4.5 |
| | タイ | 2.1 | 5.4 | 6.8 | 6.7 | 5.8 | 6.6 | 7.8 | 6.5 |
| | フィリピン | 3.0 | 3.1 | 4.7 | 4.8 | 4.2 | 4.8 | 5.0 | 6.4 |
| オーストラリア | | 2.8 | 3.5 | 3.3 | 0.9 | 0.3 | 1.4 | 1.3 | 0.2 |
| ロシア | | 5.1 | 4.7 | 7.3 | 6.8 | 7.2 | 6.2 | 7.6 | 7.4 |

資料出所 内閣府「海外経済データ」及び各国資料

(注) アメリカの四半期は前期比年率。ロシアは各期末の前期末比。他は前年同期比。

表2 各国の失業率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 2001 | 2002 | 2003 | | | | | 2004 1~3月 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|--------------|
| | | | | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | |
| 欧米諸国 | アメリカ | 4.8 | 5.8 | 6.0 | 5.8 | 6.1 | 6.1 | 5.9 | 5.6 |
| | イギリス | 4.9 | 5.2 | 5.0 | 5.1 | 5.0 | 5.0 | 4.9 | 4.7 |
| | ドイツ | 9.4 | 9.8 | 10.5 | 10.4 | 10.6 | 10.6 | 10.5 | 10.4 |
| | フランス | 8.7 | 9.0 | 9.7 | 9.5 | 9.7 | 9.8 | 9.9 | 9.8 |
| | E U | 7.4 | 7.7 | 8.1 | 8.0 | 8.1 | 8.1 | 8.1 | 8.1 |
| アジア | 韓国 | 3.8 | 3.1 | 3.4 | 3.1 | 3.4 | 3.5 | 3.6 | 3.3 |
| | 中国 | 3.6 | 4.0 | 4.3 | — | — | — | — | — |
| | シンガポール | 3.3 | 4.4 | 4.7 | 4.5 | 4.6 | 5.5 | 4.5 | 4.5 |
| | インドネシア | 8.1 | 9.1 | 9.5 | — | — | — | — | — |
| | タイ | 3.3 | 2.4 | 2.2 | 2.8 | 2.5 | 1.5 | 1.8 | 2.8 |
| | フィリピン | 11.1 | 11.4 | 11.4 | 10.6 | 12.2 | 12.6 | 10.2 | 11.0 |
| オーストラリア | | 6.8 | 6.3 | 5.9 | 6.6 | 6.1 | 5.6 | 5.2 | — |
| ロシア | | 8.9 | 7.9 | 8.4 | 9.1 | 8.2 | 7.9 | 8.0 | 8.9 |

資料出所 内閣府「海外経済データ」及び各国資料

(注) 失業率の定義は各国ごとに異なるため、厳密な比較はできない。

表3 各国の物価上昇率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 2001 | 2002 | 2003 | | | | | 2004 1~3月 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|--------------|
| | | | | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | |
| 欧米諸国 | アメリカ | 2.8 | 1.6 | 2.3 | 2.9 | 2.1 | 2.2 | 1.9 | 1.8 |
| | イギリス | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 | 1.3 | 1.4 | 1.3 | 1.3 |
| | ドイツ | 2.0 | 1.4 | 1.1 | 1.2 | 0.9 | 1.1 | 1.2 | 1.0 |
| | フランス | 1.7 | 1.9 | 2.1 | 2.4 | 1.9 | 2.0 | 2.2 | 1.9 |
| | E U | 2.2 | 2.1 | 2.0 | 2.2 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.6 |
| アジア | 韓国 | 4.1 | 2.7 | 3.6 | 4.1 | 3.3 | 3.2 | 3.5 | 3.2 |
| | 中国 | 0.7 | -0.8 | 1.2 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 1.2 | 2.8 |
| | シンガポール | 1.0 | -0.4 | 0.5 | 0.7 | 0.2 | 0.5 | 0.7 | 1.4 |
| | インドネシア | 11.5 | 11.9 | 6.6 | 7.7 | 7.0 | 6.1 | 5.5 | 4.9 |
| | タイ | 1.7 | 0.6 | 1.8 | 2.0 | 1.8 | 1.9 | 1.6 | 1.9 |
| | フィリピン | 6.1 | 3.1 | 3.1 | 2.9 | 3.2 | 3.3 | 3.4 | 3.9 |
| オーストラリア | | 4.4 | 3.0 | 2.8 | 3.4 | 2.7 | 2.6 | 2.4 | 2.0 |
| ロシア | | 18.6 | 15.1 | 12.0 | 5.2 | 2.6 | 0.6 | 3.1 | 3.5 |

資料出所 内閣府「海外経済データ」及び各国資料

(注) 前年比又は前年同期比。

表4 各国の名目賃金上昇率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 2001 | 2002 | 2003 | | | | | 2004 1~3月 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|--------------|
| | | | | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | |
| 欧米諸国 | アメリカ | 2.7 | 2.6 | 2.2 | 3.2 | 2.2 | 2.1 | 1.6 | 1.5 |
| | イギリス | 4.4 | 3.6 | 3.3 | 3.3 | 3.0 | 3.6 | 3.4 | 5.2 |
| | ドイツ | 1.8 | 2.3 | 2.5 | 3.0 | 3.1 | 2.3 | 2.3 | 2.4 |
| | フランス | 4.2 | 3.6 | 2.8 | 2.9 | 2.6 | 2.9 | 2.7 | 2.8 |
| | E U | 2.6 | 3.3 | — | — | — | — | — | — |
| アジア | 韓国 | 6.3 | 12.0 | 8.8 | 14.1 | 7.2 | 7.9 | 6.4 | — |
| | 中国 | 16.0 | 14.3 | 13.0 | — | — | — | — | — |
| | シンガポール | 2.3 | 0.8 | 1.7 | — | — | — | — | — |
| | インドネシア | 31.8 | — | — | — | — | — | — | — |
| | タイ | 2.5 | -1.3 | 2.7 | 2.7 | 1.2 | 3.1 | 1.9 | — |
| | フィリピン | 10.3 | 10.3 | — | — | — | — | — | — |
| オーストラリア | | 4.7 | 3.8 | 5.2 | 2.1 | 1.0 | 1.1 | 1.6 | — |

資料出所 各国資料

- (注) 1 前年比または前年同期比。
 2 アメリカは民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり賃金。四半期は、それぞれ3、6、9、12月の数値。
 3 イギリスは非農業主要産業労働者の週当たり賃金。
 4 ドイツは製造業生産労働者の時間当たり賃金。
 5 フランスは非農業、生産労働者の時間当たり賃金。
 6 E Uは製造業労働者の時間当たり賃金。
 7 韓国は製造業常用の月当たり賃金。
 8 中国は都市部雇用者の年間実収賃金。
 9 シンガポールは非農業主要産業労働者の月当たり賃金。
 10 インドネシアは全産業雇用者の週当たり賃金。
 11 タイは全産業雇用者の月当たり賃金の各年第1四半期の上昇率。
 12 フィリピンは非農業の月間実収賃金。
 13 オーストラリアは全産業雇用者の週当たり賃金。

表5 各国の週労働時間の推移

(時間)

| 地域別 | 国名 | 2001 | 2002 | 2003 | | | | |
|------|---------|------|------|------|------|------|------|--------|
| | | | | | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 |
| 欧米諸国 | アメリカ | 34.0 | 33.9 | 33.7 | 33.6 | 33.7 | 33.9 | 33.8 |
| | イギリス | 39.8 | 39.6 | 39.6 | — | — | — | — |
| | ドイツ | 38.0 | 37.9 | 37.9 | 37.3 | 37.9 | 38.0 | 38.1 |
| | フランス | 36.1 | 35.7 | 35.6 | 35.6 | 35.6 | 35.6 | 35.7 |
| アジア | 韓国 | 47.0 | 46.2 | — | — | — | — | — |
| | シンガポール | 46.2 | 46.0 | 46.0 | — | — | — | — |
| | フィリピン | 41.5 | — | — | — | — | — | — |
| | オーストラリア | 35.2 | 35.0 | — | — | — | — | — |

資料出所：各国資料及び ILO "Yearbook of Labour Statistics 2003"

- (注) 1 アメリカは民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間。
 2 イギリスは全産業フルタイム労働者の週当たり実労働時間。4月時点の数値。
 3 ドイツは製造業生産労働者の週当たり支払い労働時間。
 4 フランスは非農業労働者の週当たり実労働時間。
 5 韓国は非農業漁業雇用者の週当たり実労働時間。
 6 シンガポールは全産業労働者の週当たり実労働時間。
 7 フィリピンは全産業労働者の週当たり実労働時間。
 8 オーストラリアは全産業雇用者の週当たり実労働時間。
 9 労働時間の定義は各国ごとに異なるため、厳密な比較はできない。

表6 各国の労働組合組織率の推移

(%)

| 国名 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| アメリカ | 14.1 | 13.9 | 13.9 | 13.5 | 13.4 | 13.3 |
| イギリス | 30.4 | 29.9 | 29.6 | 29.5 | 29.1 | — |
| ドイツ | 34.8 | 32.2 | 30.0 | 29.0 | 27.0 | 26.6 |
| 韓国 | 13.3 | 12.2 | 12.6 | 12.0 | 12.0 | — |
| シンガポール | 14.2 | 14.9 | 15.5 | 16.7 | 16.2 | 19.0 |
| タイ | 2.1 | 2.0 | — | — | — | — |
| マレーシア | 8.3 | 8.6 | 8.3 | 8.2 | — | — |
| フィリピン | 27.0 | 27.0 | 27.1 | 27.2 | — | — |
| オーストラリア | 30.3 | 28.1 | 25.7 | 24.7 | 24.5 | — |

資料出所 各国資料

(注) フィリピンの組織率は、組合員数÷賃金労働者数。

表7 各国の労働争議件数の推移

(件)

| 国名 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| アメリカ | 29 | 34 | 17 | 39 | 29 | 19 |
| イギリス | 216 | 166 | 205 | 212 | 194 | 146 |
| ドイツ | 144 | 46 | 200 | 67 | 48 | — |
| フランス | 1,607 | 1,475 | 2,319 | 3,142 | 2,131 | — |
| 韓国 | 78 | 129 | 198 | 250 | 235 | 322 |
| シンガポール | 253 | 291 | 246 | 231 | 266 | 260 |
| インドネシア | 234 | 272 | 125 | 273 | 174 | 174 |
| タイ | 23 | 8 | 16 | 13 | 5 | — |
| マレーシア | 5 | 12 | 11 | 11 | 13 | 4 |
| フィリピン | 93 | 92 | 58 | 60 | 43 | 36 |
| オーストラリア | 447 | 519 | 731 | 698 | 675 | 766 |

資料出所 各国資料及びILO "Yearbook of Labour Statistics 2002"

(注) 労働争議件数の定義は各国ごとに異なるので、厳密な比較はできない。